別紙３

教育支援センター用地利活用・戎町公園再整備提案公募型包括事業
解体撤去工事に関する要求水準

解体撤去工事参考図		建築参考図	枚
※	残存施設の図面等の配布による　募集要項4.募集条件（1）募集要項等による	電気参考図	枚
		機械参考図	枚

Ⅰ　工事概要

1.　工事場所　泉大津市戎町3-41

2.　敷地面積　3,436.43　㎡

3.　解体撤去施設等の概要

	建物名称	構造	階数	延床面積	備考
1	教育支援センター	RC	4	4,080.7486　㎡	
2				㎡	
3				㎡	
4				㎡	
5				㎡	

4.　別途工事

5.　工事費用の協議

1.　PCB含有機器類等の撤去処分費は市と協議とする。

2.　地中障害物の撤去処分費用は市と協議する。

Ⅱ　建築工事仕様

1.　共通仕様

［1］

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（最新年度版）（以下「共仕」という）「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。

2.　特記仕様

［1］　章、項目は、番号に◎印の付いたものを適用する。

［2］　特記事項は、◎印の付いたものを適用する。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。

［3］　特記事項に記載の（　）内表示番号は、本共仕の該当項目を示す。

章	項　目	特　記　事　項

①　一般共通事項

①　施行基準

本工事は協定、契約、約款を遵守し、本特記仕様書、図面、及び共仕により完全に施工する。

◎　工事写真の撮り方（改訂第3版）建築編（国土交通省大臣官房営繕部監修）

②　工事実績情報の登録（CORINS）

※　摘要する（受注金額が500万円（税込）以上の工事に限る）（1.1.4）

③　関係法令の遵守

解体企業は、工事に伴う公害（騒音・振動塵埃等）対策に係る諸申請等関係法令に照らし合わせ、必要な手続きを行うこと。なお、それらの手続き費用は受注者の負担とする。（1.1.13）

④　施行計画書等

工事着手前に施工計画書及び工程表を作成し監督職員の承諾を受けること。（1.2.2）

⑤　工事写真

区分　分類・規格	撮影箇所	提出部数
着工前 カラー サービス版	敷地全景 解体建物全景 解体外構工作物、設備機器等 近隣家屋及び工作物	1 部
工事中 カラー サービス版	仮設物（仮囲、仮設足場、防音装置、養生シート、仮設事務所、工事看板等） 分別解体の施工状況（作業順） 内装材撤去後の内部状況 基礎解体後の状況及び基礎の大きさ 埋め戻し状況 樹木の伐採、伐根状況 屋外埋設物撤去状況 供給設備関係の処理状況 公害対策状況 解体機械、発生材運搬車両 発生材処分先及び運搬・搬入状況 その他監督職員が必要と認め指示した箇所	1 部
完成時 カラー サービス版		1 部

その他、「工事写真の撮り方」により撮影する。

6　保安技術者

・　摘要する　　※　摘要しない　　（1.3.3）

⑦　施行条件

下記による。

- 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。

　調査範囲　※　解体撤去工事による影響範囲は解体企業責任で決めること。

- 交通安全管理について、地域住民に説明会を開催し、理解をえること。

※　施工にあたり、下記事項に注意すること

［1］　工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策は工事完了まで講じること。

［2］　地下解体については、地下水対策に留意した施工計画を立案し対応すること。

［3］　解体建築物、工作物については、事前に監督職員立会いの上確認すること。

［4］　作業時間は原則として 8時から 17時とする。

［5］　土・日曜祝日の作業は原則として禁止する。

［6］　近隣居住者等から工事休止の要望かあった場合は積極的に応じること。

［7］　工事着手に先立ち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）第11条に基づく通知書及び建築基準法第15条第1項の建築物除却届を作成し、監督職員に提出すること。

［8］　廃棄物の処理に係る処分費は全て本工事に含まれる。

［9］　工事に伴い側溝、擁壁、塀等の倒れる恐れのある箇所には倒れ止め等の適切な措置を行うこと。解体作業は出入り口を閉鎖して行うこと。

［10］　工事の実施にあたっては、風向き等に注意し近隣に迷惑を及ぼさぬよう配慮し、必要あるときは監督職員と協議の上、工事の一時中止措置を行うこと。

［11］　工事中は適時散水を行い、粉塵の飛散を極力防止すること。

［12］　現場内で使用する重機等は解体建物に応じた機種及び規格のものとする。大型ブレーカー等の騒音・振動が大きい機械の使用は認めない。

［13］　名工事解体の際、その部位及び解体建物周辺部分の埋設配管等を十分に事前調査を行い保護し機能を損なうことなく解体すること。

［14］　図示なき内部に残存する家具、設備機器および配管等も全て本工事として撤去すること。

［15］　建物外壁に取付けの電気プルボックス、配管等の撤去も本工事に含む。

［16］　内部家具・設備機器撤去後、および内部造作撤去後の状況について、各室の状況がわかるような写真を撮影し、サービス版カラーで提出すること。

［17］　地盤面下基礎部分（捨てコンクリートを含む）まで、完全に撤去する。また、この時地下工作物の大きさが確認できるよう写真撮影すること。

［18］　解体工事に伴い近隣建物や工作物に損傷を与え又は機能を低下させた場合は解体企業の責任において速やかに対処すると共に、原形に復旧すること。

［19］　解体材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。

［20］　泥等で道路を汚さないようにすること。

⑧　施工中の安全確保

施工に先立ち埋設配管、架空線等の調査を行うこと。（1.3.6）

地下構造物の撤去時における周壁崩落事故防止及び転落事故防止の措置を行うこと。作業に使用する酸素、アセチレンガス等の危険物は十分な管理を行うこと。
工事計画・安全対策等について付近住民等に周知するとともに、万全の策を講じること。休憩所を場内に設ける場合は1箇所とし、火元責任者を設置するとともに消火器を設置すること。

⑨　交通安全管理

工事車両の出入り口の設置場所については、事前に監督職員の承諾を得ること。（1.3.7）

交通整理員　※　配置する。警備計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。

・　配置しない。

⑩　発生材の処理

廃材運搬に際しては、道路交通法を遵守し過積載を防止するとともに、下請業者にも徹底すること。

※　構外搬出適切処理

・　引渡を要するもの（1.4.1）　※PCB含有機器類

※PCB含有シーリング材

⑪　事前調査

図面及び床面積は概略を示すものであり、工事着手前に調査を行い現場の状況を十分に把握すること。事業者は、付近の地盤沈下の状況、近隣家屋の内外装の状況、建具の建て入れ状況、壁・土間などのクラックの状況等を調査記禄し、調査写真と共に監督職員に提出する。

⑫　完成図書等（敷地現況図等）

※　作成する　　・　作成しない

・敷地現況図に記載する事項

- 敷地境界線
- 方位
- 道路境界線、道路幅員
- 敷地内残存工作物、立木、電柱等
- 敷地内設備位置（給水、ガス引込み位置、下水位置等）
- 整地後レベル（Mグリッド）
- その他監督職員の指示するもの

⑬　標識の設置

建設業法第40条および建設リサイクル法第33条に規定する標識を設置すること。工事期問中は周囲に工事看板等の標識を設置し、工事関係者以外の立入り防止に十分注意すること。

⑭　保険等

本工事に際し下記内容以上の保険に加入し、契約書の写し又は証明書を提出すること。

①　保険種目

1.　工事の施工に伴い、第三者に与えた損害を塡補する「請負業者賠償責任保険」

2.　工事の施工に伴う労働災害被災者を救済する労働災害補償保険法に基づく労働保険以外の保険等（以下「法定外労災保険等」という。）

②　保険契約者

受注者

③　被保険者

1.　「請負業者賠償責任保険」は泉大津市、受注者、関係する全下請負人

2.　「法定外労災保険等」は、本工事に従事するすべての労働者

④　保険期間

工事着手の日から契約工期の1ヶ月後までとする。

⑤　保険金額

「請負業者賠償責任保険」及び「法定外労災保険等」は、賠償責任等を履行するために必要な金額。

⑮　建設業退職共済制度

建設業退職共済制度に加入し、本工事に見合った共済証紙を購入し受払簿にて管理すること。

⑯　暴力団員等による不当介入の排除について

泉大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1）　解体企業は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするもの全てのものをいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2）　解体企業は、前項により通報を行った場合は、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により、所轄警察署に届けるとともに、監督職員に報告するものとする。また、解体企業は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。

3）　解体企業は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

⑰　技術管理

解体企業は、建設業法に基づく技術者または建設リサイクル法に基づく技術管理者を任命し、現場に常駐派遣し技術管理に当たると共に、別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡を取り、全工程に支障のないように施工する。

②　仮設工事

①　騒音、粉塵等の対策

仮囲い　※　設ける　・　設けない　（2.2.1）

万能塀ｈ3m敷地全周（西側、一部北西部スチール塀除く）

工事車両出入り口　敷地東側に1箇所とし、左折入、左折出とすること。

足場及び防音パネル等　※　設ける　・　設けない　（2.2.2）

建物毎に全周囲を建物高さで設置すること。

養生シート、ネットの材質

※　防音　・　防火1類　・　防火2類

仮設構造物の設置にあたっては想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して安全確認を行い、施工計画書に記載すること。

②　工事用水

構内既存の施設　※　利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

③　工事用電力

構内既存の施設　※　利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

③　解体施工

①　解体手順

解体手順は原則①建築設備　②内・外装材　③屋根葺材等　④躯体　⑤基礎・杭その他　⑥構内舗装等　⑦地下埋設物、埋設配管の順に行う。（3.3.1）

②　杭の解体

・　行う（工法　◎引き抜き工法・破砕工法）　・　行わない　◎　別途協議

杭は全長撤去する。残った杭の空隙は改良土を充填すること。（3.9.2）

③　樹木等の伐採、伐根

・　敷地内樹木全て　◎　別途協議

4　樹木の移植

・　図示　（A－●）

⑤　地下埋設物及び埋設管の解体

施工中に文化財又は図面に記載なき埋設物等が発見された場合は、監督職員の指示を受けること。（3.11.1）

⑥　引込み設備配管の撤去

・　別途工事　◎　本工事

・　別途協議

⑦　解体後の整地

解体後の埋め戻し及び盛り土　※　行う　（3.12.1）

埋め戻し及び盛り土の材料

・　A種：山砂（●●立米）

※　B種：現状土

・　C種：他現場発生土（発生場所●●●）（●●立米）

・　D種：再生コンクリート砂（●●立米）

整地範囲　※　敷地全域　・　敷地解体範囲

整地後の処理　※　なし（土のみ）

・　砂利敷き　図示：（A－●）

・　舗装　図示：（A－●）

・　再生砕石敷き　図示：（A－●）

・　現場発生再生砕石　図示：（A－●）

整地の高さ　※　現状GL　・　図示：（A－●）

④　建設廃棄物の処理

①　産業廃棄物の処理

解体企業は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。

1）　本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、建設リサイクル法を遵守し、分別解体及び再資源化等を実施すること。

2）　「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）および建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、再生資源利用促進計画書および実施書を作成し速やかに監督職員へ報告すること。（様式は所定の様式とし、CD及び紙ベースで各1部提出すること。）

3）　解体企業は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」を遵守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより適正に処理すること。

②　再資源化等

※　再資源化を行う特定建設資材廃棄物　（4.4.1）

コンクリート塊　（4.4.4）

アスファルトコンクリート塊

木材

金属類

小型二次電池

・　再資源化を行う建設資材廃棄物

蛍光ランプ、HIDランプ、硬質塩化ビニル管・継手

再資源化施設については関係法令による許可施設より選定するものとし、監督職員の承諾をえること。

③　処理に注意を要する建設廃棄物

・　処理に注意を要する建設廃棄物　（4.5.1）

- CCA処理木材　・　ひ素、カドミウム含有石膏ボード
- 特定家庭用機器商品化法（家電リサイクル法）に該当するテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫は同法に基づき適切に処分すること。
- 焼却炉

④　その他建設廃棄物

その他の建設廃棄物は、適法に処分すること。

なお、搬入にあたっては事前協議を行うと共に、産業廃棄物処理委託契約を締結し受け入れ基準を遵守し搬入すること。

⑤　建設副産物実態調査について

［1］　調査様式

①　数量調査・総量調査表

②　搬出先調査　様式1：　再生資源利用計画書（実施書）
　　－建設資材搬入工事用－

　　様式2：　生資源利用促進計画書（実施書）
　　－建設資材搬出工事用－

［2］　作成方法

パソコンを利用した「CREDASシステム」にて作成、提出すること。

［3］　提出方法

総量調査：　総量調査表をプリントアウトしたものを1部とExcelファイルを提出すること。

搬出先調査：　「CREDASシステム」の様式1、様式2のプリントアウトしたもの1部と工事名を書いたCDを提出すること。

⑤　（アスベスト含有建材を除く）特別管理産業廃棄物の処理等

①　特定管理産業廃棄物の処分等

特定管理産業廃棄物の処分等　（5.1.3）（5.4.1）

種類	分析調査	備考

⑥　アスベスト含有建材の除去等

①　建設設備に使用されているアスベスト含有材の処理

（6.1.1）

使用設備の種類	処理方法
建設設備でアスベストが使用されているもの適切に解体処分を行うこと。	

②　アスベスト含有調査

・　アスベスト含有調査　◎ 行う　※ 行わない・ 別途協議（6.1.2）

（6-1、6-7-2、6-7-3）

事業者において追加調査の必要を認める場合は、事業者負担により調査すること。

3　アスベスト粉塵濃度調査

・　アスベスト粉塵濃度調査　※ 行う　・ 行わない　（6.1.3）

測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）	備考
測定1	処理作業前	処理作業室内	各　点	―
測定2		調査対象室外部の付近	計　点	大気
測定3	処理作業中	処理作業室内	各　点	―
測定4		負圧・除塵装置排出吹出し口	各　点	―
測定5		処理作業室外	計点（敷地境界）	―
測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	各　点	―
測定7	処理作業後シート	処理作業室内	各　点	―
測定8	養生撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計　点	大気

④　専門工事業者

アスベスト含有建材（設備を含む）の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。（6.2.1）

⑤　作業主任者

石綿作業主任者研修又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者とする。（6.2.2）

⑥　除去作業者

石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者で、肺機能に異常がないものとする。（6.2.3）

⑦　アスベスト含有建材の除去

1）　アスベスト含有吹付け材

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
調査表のとおり		

除去方法　※　共仕6.3.2による工法　・　特殊工法　（　　）

除去したアスベスト含有吹付け材の処理

※　密封処理　・　セメント固化

2）　アスベスト含有保温材　（6.4.3）

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
適切に解体処分を行うこと。		

除去方法　※　手ばらし　・　共仕6.3.2による工法

除去したアスベスト含有保温剤の処理　※　密封処理

3）　アスベスト含有成形板

材料名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
適切に解体処分を行うこと。		

除去方法　※　手ばらし　・　特殊工法　（　　）

除去したアスベスト含有成形板の処理（飛散防止措置）　・　シート養生

労働安全衛生法/石綿障害予防規則・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理すること。

⑦　特殊な建設副産物の処理等

①　特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分　（7.3.1）

種類	回収及び処分		処分場施設名・住所
特定物質	・フロン（冷媒）	※　回収	※　専門業者による適切な回収
	・フロン（建設用断熱材）	※　処分	※　焼却による破壊処理が可能な処理施設で適正に処理
	・ハロン	※　回収	※　専門業者による適切な回収
イオン化式感知器	※　回収	・　処分	